

## 接続料の算定に関する研究会（第5回）議事録

1. 日時 平成29年6月6日（火） 15:57～18:03

2. 場所 総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、池田 千鶴 構成員、酒井 善則 構成員、  
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員（以上、6名）

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 徳山 隆太郎 経営企画部 担当部長

西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 岸田 隆司 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

老野 隆 渉外本部 固定相互接続部 アクセス相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

永見 健一 政策委員長

今井 恵一 政策委員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

③ 総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、

竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、安東事業政策課調査官、

堀内事業政策課市場評価企画官、内藤料金サービス課企画官、

柳迫料金サービス課課長補佐

#### 4. 議題

##### ○ 論点整理②

- ・ NGNの接続料の算定方法（費用配賦、NGN との新しい形態の接続、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化、網終端装置の増設基準、P O I の増設）
- ・ NGNの県間伝送路のルール
- ・ 加入光ファイバの接続料の算定方法（加入光ファイバの耐用年数、分岐端末回線の課題）
- ・ その他接続料の算定方法（報酬額の算定方法、接続料の設定の考え方）
- ・ コロケーションルール及びその代替措置＜論点整理①からの追加分＞

【辻座長】 それでは、本日は皆さんお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第5回会合を開催したいと思います。

本日も議事進行を務めさせていただきます座長の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、お手元に配付されております資料について確認させていただきます。事務局から確認をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 皆様方のお手元には、座席表、議事次第、資料5-1から5-3まで、及び参考資料5-1、5-2を配付いたしております。また、情報通信六法を置かせていただいています。ご確認いただきまして、不足などございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

なお、おそれいりますが、本日はワイヤレスマイクを使用していますので、ハウリング防止のため、ご発言の後はスイッチをお切りいただきますよう、ご協力よろしくお願い致します。

【辻座長】 本日の議事の進め方ですが、事務局から「資料5-1 論点整理②」につきまして説明をいただき、それに従って質疑応答を行いたいと思います。

なお、本日は論点が多岐にわたるため、まず「1. NGNの接続料の算定方法」及び「2. NGN県間伝送路のルール」について、次に「3. 加入光ファイバの接続料の算定方法」及び「4. その他接続料の算定方法」について、最後に「5. コロケーションルール及びその代替措置<論点①からの追加分>」、このように3つに分けてそれぞれ説明の後に、質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、資料5-1のうち「1. NGNの接続料の算定方法」及び「2. NGNの県間伝送路のルール」について、事務局より説明をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 「資料5-1 論点整理②」について説明させていただきます。また、資料5-2では、これまでの論点整理項目に係る構成員及びオブザーバーからの主な意見をまとめております。また、参考資料5-1では、第2回から第4回会合におけるヒアリングを踏まえた事業者・団体への追加質問とその回答も掲載しておりますので、こちらもあわせて参考にしていただければと思います。

それでは、資料5-1の1ページの目次をお開きください。最初に、1ポツ、2ポツのNGN部分を説明させていただきます。その後3ポツで加入光ファイバの接続料の算定

方法、4ポツでその他接続料の算定方法、最後に5ポツでコロケーションルール及びその代替措置<論点①からの追加分>として、前回、日本インターネットプロバイダー協会から提案があった内容について、まとめさせていただきました。

それでは3ページ、NGNの接続料の算定方法についてご紹介いたします。NGNを説明するに当たって、まず、「資料5-3 参考資料」の13ページをお開きください。

まず最初に、この上の設備構成図で、共用設備について、各機能ごとに色を塗っていますが、現状のNGNの機能が、このピンク色で書いています収容局接続機能。これはNTT東日本・西日本の利用部門の方でフレッツ光で提供しているものでございます。

あと水色の部分が未アンバンドルのもの。そして白い部分、中継ルータ及び伝送路に係るものが優先パケットルーティング伝送機能。収容ルータのところ白い部分として出ていますのが優先パケット識別機能。その隣の緑の部分が中継局接続機能といいまして、主にNTT東日本・西日本のひかり電話の疎通で使われています。

最後、一番右の部分のブルーのところ、これがIGS接続機能といいまして、今、電話の接続においてひかり電話と接続するためには、このIGS交換機を経由してつながっているというものでございます。

これらの各機能においては、中継ルータや伝送路のところは共用設備ということになっていまして、これらの共用設備を各機能ごとにどうやって按分するかといいますと、一番上の固有設備のところ、ポートのところトラフィックを計る計測装置がありましてそこでのトラフィック比でこの中継ルータ等のコストを按分しています。

ここのコストを按分するときに補正がなされていまして、これが1つ目のテーマの費用配賦の帯域換算係数でございます。この帯域換算係数というのは、一般的にIP系の装置は帯域差に比して装置価格差が生じていないというスケールメリットが働く点に着目したものであるということで、平成29年度適用接続料においては、NTT東日本の方では帯域10倍ごとにコストが約2.6倍、NTT西日本の方では帯域10倍ごとにコストが約2.4倍という形で補正されてございます。

それでは、資料5-1に戻っていただきまして、6ページをお開きください。論点1、今ご紹介した帯域換算係数でございます。1つ目の丸の部分なんですけど、帯域換算係数というのは、もともとこの2008年12月の「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書の提言を踏まえて導入されたものでございます。

この中で、NGNの接続料の算定で費用配賦フローにおいてサービス階梯というものが

設けられました。設備ごとの網機能、エッジルータとか中継ルータとか収容ルータ、伝送路等を垂直統合して、これを機能として、この垂直統合された機能ごとに費用を傾斜配分する帯域換算係数が適用されてきました。

ただ、この研究会で色々課題等が出てきまして、その課題がこの下のポツ2つでございます。1つ目のポツが、例えばNTT東日本・西日本のひかり電話と、今回NGNで新たにアンバンドルされた優先パケット識別機能等を用いた接続事業者のQoS電話を使うときに、この共用設備のコストが、ソフトバンクの本研究会でのプレゼンでは、単価で言うと約10倍の差が出ているということも指摘されまして、コスト配分に大きな差が生じているという課題がございます。

2つ目のポツの部分ですが、そもそも帯域換算係数導入の目的というのは、使用帯域の大きい映像系サービスのコスト負担が増大し、新規参入を阻害することを回避するために導入されました。ただ、本研究会では、映像系サービスにコストを少なく配賦すべき理由というのは、十分コスト論的には説明されていない。また、現行の方法ではNTT東日本・西日本のフレッツ光サービスのコストを削減する一方で、映像系サービスである地上デジタル放送の再送信にはコストはむしろ多く配賦されているという議論がなされました。

これは具体的には下の図表を見ていただきたいのですが、NTT東日本の表ですと、例えばこの収容局接続機能といわれるものがフレッツ光サービスに用いられる機能でございます。帯域換算係数がある場合とない場合でコストの割合がどのくらい変わったかといいますと、帯域換算係数の導入によって0.93倍に減っています。これは西日本についても同じく0.93倍になっています。

他方で、映像系サービス地上デジタル放送の再送信というのは、この表でいいますと一番下の部分の上記以外というところで、いわゆる未アンバンドルと整理されたものでございます。こちらにつきましては、東日本の方では帯域換算係数の導入によってコストの割合が5.29倍に増えております。NTT西日本の方でも帯域換算係数の導入によって6.1倍となっております。

それ以外につきましても、優先パケットルーティング伝送機能は、新しくアンバンドルされた機能ということでまだ需要が少ないということもありまして、こういったスタートアップでトラヒックの小さい機能というのは、帯域換算係数の導入によって、東日本の方では111.33倍に、西日本の方では57倍になってございます。

7ページをお開きください。こうした研究会での指摘・課題を踏まえまして、具体的な

見直し案ということで7ページに書いてございます。

研究会の中でも、例えば、酒井先生からも、設備ごとに適切なコストドライバを検討する必要があるというご指摘もいただきましたし、また、関口先生からも、設備の機能の単位というのをちゃんと横串で見られないのかというご指摘もいただいたところですので、具体的には、この接続料の単位となる機能を設けることとしまして、共用的に用いられる中継ルータ、伝送路のルーティング伝送機能や収容ルータの機能においては、トラフィック量をコストドライバとして用いることとすべきではないかと記載してございます。

そのときに、機能の細分化というところもセットになっておりまして、今、上の図で色ごとに垂直統合されたものを横串で切るという案ですが、1ポツ目のエッジ設備等につきましては、一番上の固有設備であるゲートウェイルータや網終端装置をエッジルータ交換機能、共用設備である中継ルータ及び伝送路を中継ルータ交換伝送機能、SIPサーバについてはSIPサーバ機能、収容ルータを端末系ルータ交換機能、現行の優先パケット識別機能はそのまま残すというような形で、横串で機能が切れないかというものでございます。

具体的なイメージとして、8ページをお開きください。左側の図がもともとある現行の機能でございまして、各機能を垂直統合したような形で接続約款のメニューができております。これを今後、横串に機能を分けることができないかという提案でございます。

コストドライバにつきましては、7ページ最後の丸のところですが、NTT東日本・西日本からは、コストドライバの見直し検討を進めるとの意見がございましたので、トラフィック以外でコストドライバとして用いるべきものがあるのかどうか、両者から提案がありましたら本研究会で検討することとすべきではないかというふうにとまどめてございます。

以上が帯域換算係数でございまして、次に9ページをお開きください。ここからがNGNとの新しい形態の接続についてでございます。これまでの経過と現状ということで、今のNGNの接続約款メニューの流れですが、2008年3月にNGNの商用サービスが開始されまして、同年7月に、今のこの収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能が接続約款のメニューに設定されました。

ただ、これらのうち、現在使われていますのはIGS接続機能のみでございまして、これは先ほど申し上げましたように、NTT東日本・西日本のひかり電話と接続するとき、この交換機で実装されたIGS装置を経由した接続ということです。こちらは今後、PSTNマイグレーションによって、この中継交換機等の維持限界に伴って利用できなくなる

ものでございます。

そうした中、2016年12月には優先パケット識別機能と優先パケットルーティング伝送機能がアンバンドルされまして、今年度中に接続事業者がこの機能を使ったOAB-JIP電話サービスの提供を予定してございます。

NGNのオープン化につきましては、昨年11月の情報通信行政・郵政行政審議会においても、総務大臣に対して具体的なアンバンドルの在り方について検証が行われることが要望されましたので、現在、本研究会で検討しているところでございます。

10ページをお開きください。今のNGNの接続機能の課題として、2つございます。NTT東日本・西日本の利用部門において、フレッツ光サービスとして提供しているこの収容局接続機能につきましては、現在収容ルータ単位で接続料が設定されるというところまでございまして、平成29年度の適用接続料を見ていまして、東日本では、1装置あたり月額119.7万円、西日本では、1装置あたり月額151.5万円というところで、新規参入事業者がこの機能を接続で利用するには負担が大きいという課題が指摘されてございます。

2つ目の課題としましては、ISP接続の場合というのは、現在、NGN部分とISP部分をぶつ切りで料金設定されていまして、接続事業者が接続料を支払っており、NGN部分も含めてユーザー料金を設定する形がとられていないという課題がありますので、検討課題としてここでご紹介させていただきました。

論点2としましては、接続要望への対応ということで、本研究会の中でソフトバンクからはVPN等の法人向けサービスのための接続、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会からは、ISPが接続料を支払う形での接続について要望する意見が出されましたので、NTT東日本・西日本においては、要望に対して接続ルールに即した対応が求められ、総務省においては、接続協議の進捗を注視し、必要に応じ制度対応を行うべきではないかとしてございます。また、本研究会においても関係事業者からの意見を聴取し、引き続き検討することとすべきではないかとしてございます。

11ページをお開きください。こちらが今度、ゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化についてでございます。この問題につきましては、ISPの接続であるIPoE接続と音声通信のIP-IIP接続について、これまで課題が指摘されてございます。

最初に、インターネットの方のIPoE接続のゲートウェイルータ、こちらにつきましては、10Gbpsまたは100Gbps単位のポートのみが用意されているということ

で、小規模事業者が参入することは困難であり、本研究会でもテレコムサービス協会からも、このポートの小容量化について要望があったところがございます。

この点につきましては、昨年11月の情報通信行政・郵政行政審議会の答申ですが、実際、審議会から総務大臣への要望を踏まえて、NTT東日本・西日本に対して、より容量の小さいベースでの接続にも対応するよう検討することを要請してまいりました。

音声通信のIP-IP接続につきましては、現在NTT東日本・西日本のひかり電話の発着のためにIP-IP接続しているゲートウェイルータ、これは中継局接続機能のゲートウェイルータですが、こちらにつきましては10Gbpsメニューのポート単位の定額接続料となっております。こちらにつきましては、情報通信審議会答申『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～』においても、POIのインターフェースにつきましては音声接続における必要性を考慮して、より少量の、例えば1Gbpsや100Mbpsといったメニューが必要となると提言されてきたところがございます。

こうした経緯を踏まえまして、12ページで論点3としまして、2つ目の丸の部分ですが、仮にIPoE接続のゲートウェイルータの小容量化が実現しなければ、例えば、地域ISPによるIPoE接続での参入や、NGNユーザー向けの優先パケットを利用した多様なサービスの創出に支障が生じるおそれがあるのではないかと記載しております。

3つ目の丸が、仮に音声のIP-IP接続用のゲートウェイルータの少量化が実現しないと、他事業者がNTT東日本・西日本の光IP電話及びメタルIP電話とIP-IP接続する場合に、小トラヒックの事業者に過剰な接続料の負担を強いるおそれがあるのではないかと記載しております。

こうした経緯を踏まえまして、NTT東日本・西日本においては、これまでの審議会の答申を踏まえて、接続事業者からの要望を聴取した上で、接続約款にゲートウェイルータのポートの小容量化の料金メニューを設けることが適当ではないかと論点として記載させていただきます。

次に、13ページをお開きください。ここからが網終端装置の増設基準でございます。こちらについては、特に日本インターネットプロバイダー協会から要望が強かった部分でございます。ISPの接続ということですが、ISPの接続の部分の詳細については、資料5-3の8ページをお開きください。

こちら、NGNのISP接続といたしまして、2種類の接続形態がございます。PPPo

E接続といわれるものと、I P o E接続といわれるものでございます。大部分のI S Pの方々は、こちらのP P P o E接続というのを利用してございまして、I P o E接続の方のゲートウェイルータはI S P等が費用を全額負担する形になっているので、自由に増設ができると聞いているところですが、こちらのP P P o E接続の方では、この網終端装置についてはN T T東日本・西日本が負担している部分だということで、N T T東日本・西日本のポリシーに基づいて増設が行われております。

ただ、13ページの1つ目の丸にありますように、今、1ユーザー当たりのトラフィックが急増してございまして、網終端装置においてトラフィックが輻輳してございます。網終端装置での輻輳に伴いまして、インターネットの速度がかなり遅くなっており、苦情等がI S Pの方に多数寄せられているということで、網終端装置の増設というのが課題になってございます。

本研究会では、N T T東日本・西日本の方から、この図表にありますようなトラフィックの増加に対応するために、色々なメニューを用意してきたという説明もありました。ただ、この点につきましては、I S P事業者からはこの新メニューの存在が必ずしも認知されていなかった。また、メニューについても相対で秘密保持契約を結びながら、このメニューに載っていないようなものをというのも実際存在していたということで、一律に適用されていないものもあるといったような指摘もございました。

こうした中で、この研究会ではI S P等からこの網終端装置の増設の緩和ということが要望されまして、具体的に主な要望として4点ございます。1つ目が、この増設基準を契約数ではなくてセッション数に見直してほしいという要望。2つ目が、増設基準の上限値がさらに小さい網終端装置の要望。3つ目が、1 G b p s以上の容量の大きい網終端装置の新設の要望。最後に、網終端装置を自由に増設できる接続約款メニューの要望等がなされました。

最後の丸にありますように、これらの要望に加えて、日本インターネットプロバイダー協会からは、増設基準の開示、秘密保持契約の解除、団体交渉による協議の実現について要望があったところでございます。

14ページ、こうした要望を踏まえまして、論点4の網終端装置の増設基準でございます。この網終端装置の増設メニュー・基準については、これまで秘密保持契約を締結の上、個別協議の中で提示され、必ずしも全てのI S P事業者において十分認知されないなど、十分な公平性や透明性が確保されていないのではないかとの指摘もございました。

2つ目の丸ですが、ISP事業者にとって、この網終端装置の増設は、トラヒックを疎通させるために不可欠です。特に速度が遅くなるということになりますと、競争にとって一番重要なサービスの品質にも重要な影響を与えますので、この網終端装置の増設メニュー・基準が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公正な競争を歪めることにならないかと記載してございます。

最後の丸としまして、こうした課題に対して、ISP事業者がNGNと接続する際、ここではPPPoE接続をする際の接続条件として、網終端装置の増設の考え方、手続、メニュー、基準等については、ISP事業者と十分協議できるようにする、ここでは団体交渉も含みますが、協議できるようにするとともに、その基本的部分を接続約款に規定し、公平性や透明性を確保することが必要ではないかというふうに論点として記載させていただきました。

15ページをお開きください。ここはPOIの増設についてでございます。インターネットのISPの接続であるIPoE接続の方のPOI、こちらについては現在、東京と大阪の2カ所になっています。本研究会においてもテレコムサービス協会等から、データセンターの地域分散化や耐災害性の観点から、東京と大阪の2カ所のPOIのみではやはり課題があるので、増設の要望があったところでございます。

下の論点5ですが、IPoE接続のPOIにつきましても、NTT東日本・西日本からも都道府県単位や地域ブロック単位にPOIを今後増設する方向で協議が進んでいるという説明がありました。実際、今回、新しい情報としましては、NTT東日本・西日本から報告がございまして、2018年度からこの東京、大阪に加えて、東日本エリアで7カ所、西日本エリアで5カ所のPOIを追加する予定になった旨、報告がございましたので、本研究会においても紹介させていただきました。

総務省においては、引き続きこのPOIの増設見通しについて注視する必要があるのではないかとさせていただいております。

次、16ページ、ここからが2ポツ目のNGNの県間伝送路のルールについてでございます。

17ページをお開きください。現行制度上、第一種指定電気通信設備というのは、アクセス回線と一体として設置される設備で、この設備との接続が他事業者の事業展開上、また利用者の利便の確保の観点から不可欠なもの、こういったものが第一種指定電気通信設備として指定されていまして、現在、県内通信に係るものが第一種指定電気通信設備に指

定されており、一方で、NGNの県間伝送路は、第一種指定電気通信設備には指定されて  
ございません。

他方で、今回アンバンドルされたこの優先パケットの機能を用いたサービスを提供する  
場合、この場合のNGNとの接続はIPoE接続になりまして、POIが東京、大阪に限  
定されていますので、こういった場合に、東京、大阪以外のNGNユーザー向けにサービ  
スを提供する場合は、NGNの県間伝送路を不可避免的に経由することになります。

下2つの丸の部分が、音声のIP-IP接続についてです。こちらも今後、マイグレー  
ションに伴いまして、事業者間でPOIが東京、大阪の2カ所であることが確認されてご  
ざいます。この場合につきましても、今後、東京、大阪のPOIから東京、大阪以外のN  
TT東日本・西日本の光IP電話、またメタルIP電話のユーザーに着信する場合は不可  
避的にNGNの県間伝送路を経由することとなりまして、接続事業者の依存性が強まるこ  
とになります。

18ページは、この『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網の  
あるべき姿～』の中で県間伝送路について言及があったところでございます。

19ページをお開きください。ここからが論点6のNGNの県間伝送路のルールについ  
てでございます。

最初、1つ目の丸と2つ目の丸がオブザーバーの意見でございます。1つ目の丸が、N  
TT東日本・西日本の意見でございます。IPoE接続については今、POIを増設す  
る方向で協議が進んでいるので、インターネット接続においてNGNの県間伝送路の利用  
は必須ではないと。音声サービスのIP-IP接続についても、原則二者間の直接接続と  
なりますので、また、県間伝送路については相互に利用し合う対等な関係であり、非対称  
規制を課すことは不適切という意見が出されました。

2つ目の丸の部分、ソフトバンク、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバ  
イダー協会からは、POIが都道府県単位で設置されなければ、NGNの県間伝送路に一  
定の規律を課すべきとの意見が表明されました。また、KDDIからは、音声通信に関し  
てマイグレーション後はNGNはボトルネック設備と一体設置の巨大設備となり、県間伝  
送路を不可避免的に利用することになるから、適切な規律が必要との意見が表明されたこ  
ろでございます。

3つ目の丸と4つ目の丸は、先ほどご紹介させていただきましたNGNの県間伝送路を  
不可避免的に利用する場合ということで、IPoE接続のPOIにつきましても現状、都道

府県単位でのP O Iが増設される見通しは示されておりませんので、県間伝送路を不可避免的に利用せざるを得ないのではないかと記載してございます。

最後の4つ目の丸も、音声のI P - I P接続については東京、大阪以外との発着信については、NGNの県間伝送路を不可避免的に経由することになるのではないかと記載してございます。

20ページをお開きください。こちらの論点の中で、最初の丸3つの部分につきましては、NGNの県間伝送路の不可欠性についてでございます。現在、第一種指定電気通信設備というのは、設備を設置することが法令上の要件となっております、NTT東日本・西日本からは、専ら調達に係る県間伝送路を使っているというケースもあるというような説明も受けておりまして、NTT東日本・西日本の方で自己設置しない設備がどれくらいあるか、また、今後この自己設置設備の利用可能性の見通しがどれくらいあるかといった点について、さらに検証していく必要があるのではないかと。この検証とあわせて、P O Iの増設の見通しについても検証する必要があるのではないかと記載してございます。

こうした、自己設置設備がどのくらい増えていくかやP O Iの増設の見通しを今後検証していくという観点から、現在、NGNの設備につきましては、県内通信に用いているものを第一種指定電気通信設備として、県間通信のみに用いられているルータや県間伝送路はその対象に含めず、こうした不可欠性の検証の対象とすべきではないかとしてございます。

最後の丸が、第一種指定電気通信設備にはしないとしてもP O Iは限定されているということで、P O Iが限定されている場合に、このNGNの県間ルータや県間伝送路を不可避免的に利用する場合の規律の考え方をどう整理するかをまとめているものでございます。

具体的な考え方は、この最後の下のポツ2つでございます。まず県間中継ルータ、県間伝送路と接続する際の手続。この県間の接続というのも結局、県内設備との接続と同じタイミング・手続で行われる必要がありますので、やはりこの県間に係る手続きにつきましても、第一種指定電気通信設備の接続約款において、統一的に記載することとすべきではないかと記載してございます。

具体的には現在、第一種指定電気通信設備との円滑な接続を行うための手続ということで、コロケーション手続の規定等もございしますが、同様の規定ができないかというものでございます。

2つ目のポツは、今度、県間の接続に係る料金でございます。こちらにつきましては、

NTT東日本・西日本から、公平性や一定の透明性を確保するための自主的取り組みを検討する考えということが表明されておりますので、まずはNTT東日本・西日本による適正性・公平性・透明性を確保する取り組みを、総務省からNTT東日本・西日本に依頼し、その取り組み状況について注視し、見直すべき点がないか検証することが適当ではないかという形で論点として示させていただきました。

NGNの部分に係る論点整理は、説明は以上でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。それでは、論点が1から6までございませうけれども、これにつきまして、構成員の皆様のご意見等をお願いしたいと思います。それでは、事務局とオブザーバー、両方に対してご意見いただけたらありがたいと思います。それではよろしく願いいたします。

**【酒井構成員】** 最初の帯域換算係数のところですけども、とりあえずトラフィック量をコストドライバとして用いて、ただし、NTT東日本・西日本の方できちんと計算したら、それをもとに検討するというのはいい整理だと思うんですが、帯域換算係数の場合には、接続コストと接続料金を考えたときに、本来、最初は接続コストがどうなるかというのを見なければいけないのかもしれませんが、接続コストを出すのに、帯域換算係数が適切ではなかったということではないかなという感じを持ちました。

ただ、映像系を割安にするためには、帯域換算係数がちょうどよかったので、接続料金という意味ではちょうどいい係数であったと。そうすると、やはりこれからはなるべく接続コストは本来こうなんだというのを求めて、その後で、そのままだと、例えば映像系が高くなってしまったりとか、あるいは小規模のところが高くなってしまったりときに、やや政策的にこれをこういうふうに変えようというふうな形の手順をちゃんとやっておかないと、そもそも元へ戻ったところがおかしいと、やはりそれを変えたものもおかしくなるという話になるので、今回の場合はそうやっていただけるとちょうどいいのかなと思いました。

そういう意味からすると、私も少し前からこだわっているんですけど、4ページのところで、QoSの最優先、高優先、優先、ベストエフォートとなっていて、優先とベストエフォートが全部同じになっていることについて、今のところ誰もクレームが出ないので結果的にはいいのかもしれませんが、これは優先パケットというのはほとんど電話用途でトラフィックが非常に小さいので、全体への影響があまりないからということが理由だろうと思いますし、しっかり整理すれば、優先とベストエフォートが同じコストだったらおかしいので、だからこれはやはり、今は係数はほぼ1.0かもしれませんが、全く同じではなく

て、違うんだけど近似的にそうしているんだという意識にしておかないと、何かのときに同じ条件で使えるようになったら誰もベストエフォートを使う人はいなくなるはずですから、その辺はお考えいただければと思います。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。ほかにございませんか。

**【相田座長代理】** では、今の酒井先生のご意見に関連して、7ページで、トラヒック量をコストドライバとして用いることとすべきではないかとなっているのですが、今でもトラヒック量をコストドライバとして使っているわけですよね。ここでの議論は、コストがコストドライバに対して線形であるのか、そうじゃないサチるカーブであるのかというところの議論なので、そのところが少しすれ違っているかなというのが1点です。

それから、ちょうどこの7ページにあるので、この絵って何度も出てくる絵なので、是非この絵に県間伝送路を入れることと、それからPOIがそれぞれ何カ所あるのかという数値もこの表に入れていただけると、この図を見てもうこの図で全部分かるという感じになるので、うれしいです。

それからあとついでに指摘しますと、表現の問題なのですが、資料5-1の14ページ、「ISP事業者にとって網終端装置の増設はトラヒックを疎通するために不可欠であり」というのは、やはり少し表現としておかしくて、増設しないと疎通しないわけではなくて、増設しないとサービス品質が悪くなるだけで疎通はしているので、全体のタイトルが「増設基準」ということになっているのですが、用語的には「収容基準」とかいう方が正しいのかなというように気もするので、そこら辺について少しご検討いただければと思います。

それから最後に、県間伝送路の扱いのところ、東京、大阪からの発着信だったら県間伝送路を通らなくていいというような表現に見えるんですが、東京発でも相手が大阪着だったりすると、じゃあ、東京のPOIで渡すのか、大阪のPOIで渡すのかというようなところは、まだもしかしたら決まっていないのかもしれないし、だから東京発だったら県間伝送路を通らなくて済むというわけでも必ずしもないですし、さらに言うならば、今、技術基準の方では東京、大阪両方につながっている限りにおいて、それぞれの伝送路は二重化しなくてもいいとか言っているので、そのつなぐ機能POIのところ、万一故障とかが起こったときには、故障していない方のPOIに全部回るといようなことを想定しているので、確かに県間伝送路を通らなくてもいいトラヒックがあるのは確かですけれども、予定としては、その県間伝送路をいつでも通る可能性があるという制度設計になっている

ので、そこら辺の表現についてももう少し工夫していただければと思います。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございました。それでは。

**【佐藤構成員】** 全般的によく議論をまとめていただいていると思います。コメントということで、今、お2人の先生がおっしゃったことがそれぞれごもっともだなと思っていて、相田先生がおっしゃったように、現状もコストドライバはトラヒック量で、それをノンリニアなものとか、特別な係数を入れてしまっているというところなので、その点については表現の問題かなと。

あと酒井先生がおっしゃったところがやはり少し気になって、確かにそうだなと思います。コストはコストできちっとドライバで把握するということがまず第一であるのに、やはり放送の料金を何とかしなければならぬという別の政策課題があったので、こういう帯域換算係数が入ってしまって、いつの間にか帯域換算係数というのは意味のあるものとひとり歩きしているところもあるので、やはりコストドライバをきちっとして、機能とかそういうものできちっと分けて、もう一回見直すということだと思います。

あと、せっかくNTTが出席しているので、NTTもコストドライバの見直し検討を始めますと言ってくださっているので、今、何を考えているんですかということ聞いてみた方がよろしいのかなと。私も一緒に考えますので。

**【NTT東西】** 先日もご説明させていただきまして、今回の参考資料5-1の30ページの一番後段のところにもございますが、設備コストの発生態様に着目したドライバを検討したいということで、中継ルータの場合は、一番下のパラグラフですけれども、新增設のトリガーはエッジ設備向けのポートの増加である場合が少なくなく、そのポートの増加は利用形態ごとのピークを勘案したトラヒック、今回の議論にありますトラヒックの対応とか、それ以外にも事業者数の増加とか、POIの増設、新サービスの追加等が影響するという事なので、トラヒックだけではなくて、そういったポート数等もドライバに加えていくことを検討していく必要があるのではないかとということで、今検討を進めているところです。

**【佐藤構成員】** 我々構成員としても多分、一緒に議論することになるので、また必要なデータ等を提出いただいて、議論を深めていければと思います。

あともう一個、帯域換算係数でいうと、そもそも見直さなければならないという議論と、あともう一つ、今のままだと新規のサービスがスタートアップで非常に立ち上がりにくい

という状況があるので、せつかくNGNとか新しいネットワークを作って新しいビジネスを始めようとするときに、今起きているような、皆さんから出てくるような問題が速やかになくなるような方向で議論できたらと思います。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかにご覧いませんか。ではお願いします。

【池田構成員】 ありがとうございます。論点整理は最終的な報告書につながるものであろうということで、幾つかコメントをさせていただきたいと思います。まず、資料の5-1の論点整理の6ページ目のところですが、帯域換算係数について何らかの課題があるだろうと指摘されてきて、これまで議論されてきた中に、ポツということで、同じ設備を使っているにもかかわらず、接続事業者とNTT東西の利用部門でコストの配賦に大きな差が出ているというのと、あと当初の導入趣旨の映像系サービスの新規参入阻害の回避のためということで、導入されたけれども、その趣旨が現実には反映されていないのではないかということと、あと※印で整理されているところですが、今回、新たに優先パケットのアンバンドルがされていますが、これから積極的に利用してもらおうというものについて、過度な傾斜がかかっているのではないかということも、※印ではなくて、それぞれ別個の課題として整理されてはどうかと思っています。

それから、論点整理の8ページで、接続料の算定方法について、縦になっているものを横串で見たいこうというところなんですけど、これは私の理解では、帯域換算係数とは関係なくて、もっと使いやすくしていこうという別の論点であると認識しておりました。なので、この8ページの図を縦で見てきたものを横に見ていきますというふうに、これから細分化して見ていきますということで、一体、何が変わって、どういうことができるようになる、どういういいことがあるんだということをもう少し分かりやすく説明できるような報告書にまとめられるといいのではないかと感じました。

それから、県間伝送路のルールについてですけれども、NTT東西が自己設置しているか、あるいは自己設置ではなくて他事業者から調達して利用しているかで、ルールが変わっているように、それは法令上の要件としてはそうなっているからということですが、その接続料としての適正性や透明性を考えていく上で、そのコストがコストベースのものであるかをチェックしていくという視点においては、県間伝送路が自己設置であるか、それか調達であるかというのは、不可欠性が認められればそれはあまり関係のないことではないかと思いました。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。関口構成員、何かございませんか。

**【関口構成員】** よくまとめていただいて、おおむねこれでよろしいと思いますけれども、今、池田先生からも指摘があった6ページのところの2ポツのところ、優先パケットルーティング機能という新しくアンバンドルされた機能を用いるサービスで、他事業者が既存のひかり電話などと類似サービスを提供するという可能性が出てきたんですが、このときに、このようなコスト配分の差がプライシングの面でコンペティティブな料金設定を阻害してしまうという点が、やはり今回、大きい課題として提示されたわけですね。

その意味では、今後の視点としては、類似サービスが同じ原価で配分されるようなという視点が、やっぱり今回、非常に見直しの契機になったということは非常に大きかったと思うので、最終報告書にはそういったことが反映されればよろしいかなと思います。

以上です。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

**【相田座長代理】** 純粹に確認なのですが、POIの増設、15ページのところで、東京、大阪に加えて新たに設置するところに書いていて、その中で、東京は入っていないんですけども、大阪はこの表の中に入っていて、大阪、京都と書いてあるんですが、これは今の大阪のPOIはバックアップ用か何かで残したままで、新たなPOIを大阪に設置して、大阪、京都のトラヒックについてはその新しい大阪POIでつなぐという意味なのか、ここら辺について、クラリファイしていただければと思うんですけども。

**【NTT東西】** IPoE接続の場合は、それぞれの事業者様にとって、全国（東日本管内）のものを東京に集めて接続した方が有利な方は東京で接続しますし、全国（西日本管内）のものを大阪で接続した方がよい方は大阪で接続されるということで、大阪のPOIについては、全国（西日本管内）のものを大阪に集めるというPOIも残った上で、それとは別に、大阪と京都だけカバレッジするPOIを新たに選ぶこともできますということでございます。**【相田座長代理】** そうすると、逆に言うと東京のトラヒックは必ず東京に行くしかないという？

**【NTT東西】** そういう意味では、東京には、既に全国（東日本管内）から集めてきて、東京で抜くという選択肢と、東京だけカバレッジするPOIという選択肢があるので、この書きぶりは、東京のみに対応する東京というものがあってもいいのかもしれませんが、それは既存のPOIになるので、新たなPOIの設置という意味では、それは書いて

いないということでございます。

**【辻座長】**

どうもありがとうございました。そういった感じで、最後に関口構成員が言われた公平性の観点、同じようなサービスのトラヒックには大体同じような料金、これは大変いいご意見だと思います。

それで、私の意見で少し皆さんと違うのは、スタートアップの方、これをやはり支援するというのが皆様言われておられます。これはリニアにすれば、小さいところの料金の負担は価格が小さくなりますので、対応できます。それからもう一つは、当初映像系をスタートアップするということを決め打ちしたところ。それが伸びなかったもので、しわ寄せが他のサービスに行ってしまったということになるわけですね。だから、何がスタートアップで、何を支援するのかということは、事前に決めるのは難しいと思います。スタートアップは、別途に何か他のスキームを考えていくということも考えられます。現時点では何がスタートアップとして対応していくか分からないので、できるだけ自由にいろんなことに対応できるようにしておいた方がいいのかなという気がしました。それが1点、少し違う意見なので、述べさせていただきます。

ほかに何かありますでしょうか。

**【相田座長代理】** ついでによろしいですか。そういう意味からいうと、あまり今回議論にはならなかったんですけど、資料5-1の7ページの絵で、ベストエフォート用のSNI收容ルータと高優先用のSNI收容ルータは、本当に別々に設ける必要があるのかとか、後ろのところでもゲートウェイルータという言葉がIPoE接続用と中継局接続用に両方の意味で使われていて、先ほど数をとったのはそこら辺とも関係するんですけども、これって本当に別々になるのかというようなところで、これはこういう設備でもって完全直課になるんですよね。それで、先ほどのスタートアップをできるだけ軽くというようなことであれば、とりあえずトラヒックが少ないときには、既にあるルータにボード1枚差す程度から始められないのかとか、そういう話はあるのではないかなとは思っています。

**【辻座長】** ありがとうございます。

**【柳迫料金サービス課課長補佐】** ちょっとよろしいですか。いろいろコメントいただきまして、ありがとうございました。

簡単に、先ほどいろいろコメントをいただいたところで気づいた点だけ補足させていただきますと、相田先生から、先ほど県間伝送路を図に描けないかですとか、POIの数は

どうなのかといった点につきましては、資料5-3の参考資料の3ページをお開きください。これはNGNの設備構成図をまとめたものでございまして、それぞれの機能が見えづらいところはあるんですけど、収容ルータの上に各県の中継ルータがありまして、その上の集約中継ルータと県間伝送路、このグレーの部分まさに県間ネットワークの部分でございます。POIの数がどのくらいあるのかというところにつきましても、先ほどの音声の中継局接続のゲートウェイルータは、ここに書いていますように西日本が大阪、愛知、東京、群馬と、IPoE接続のゲートウェイルータについては東京と大阪の2カ所。PPPoE接続の網終端装置につきましては全都道府県でございます。

コンテンツ関係のSNI収容ルータといわれるものは今、東京、大阪ということですが、こういうサービスを自治体が提供している場合は、ほかの県に設置している場合もあるということでございます。

【相田座長代理】 ぜひ1枚にまとめましょう。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 はい。ありがとうございます。

あと先ほどの同じ設備を使って同じサービスを提供する場合に、料金が同等になることが大切だということがあったと思いますが、それこそがまさに今回、資料5-1の8ページにありますような横串にしていくことなのかなと思っております。

ですから、今までは帯域換算係数によって垂直統合されて、同じ設備を使うにもかかわらず、その単価が異なるという課題があったのですが、これを横串にしまして、同じ設備を使って同じサービスを提供するときの同等性を担保するという面で、その帯域換算係数の出てきた課題をこの横串によって解決できるのかなと考えているところでございます。

【辻座長】 どうぞ。

【藤野料金サービス課長】 色々ご指摘いただいたところで、これから報告書案にまとめていきますので、その中で表現ぶり等について気をつけていきたいと思っております。

先ほどの図については、県間伝送路のところも分かりやすく工夫したいと思います。

それからコストドライバの関係ですね。トラフィック量をコストドライバにして、リニアなのかどうかというお話がございましたけども、接続料ですので、基本はやはりコスト傾向をどういうふうに反映させるかということに重点を置くべきなのかなと思うんですね。それで政策的なところというのは、利用者料金のところで各事業者で工夫を凝らしていただくというのが基本かなと思うんですね。

ですので、ここはコストドライバとしか書いていませんが、資料5-1の7ページのと

ところで、基本はリニアみたいな感じで、ほかにトラヒック料以外にコスト要因として考えられるものがあるんだというご提案があったら、それをまた考慮していくというふうな方向でいかがかなと思います。

ですので、ここは表現を工夫しますが、基本はトラヒックならトラヒック割りと、ほかの何かものがあるれば、それも含めて考えましょうということで、スタートアップのお話もございましたけども、そういうふうにするとスタートアップも入りやすいんじゃないかと思うんですね。ですので、ここは何か政策的な要因というよりは、どういうふうなものがコストに忠実なのかなという方向で考えたらどうかなという感じを持っております。

それから、先ほどの池田先生のご意見について、柳迫から申しあげましたけれども、横串にするというのがまさにそういうことですね。縦にやっているのでそれぞれ違う料金設定をしているので、それをなるべく同じ条件は揃えようというのが横串だということが1つですね。

それから、不可欠設備の関係でご指摘いただきましたが、法令上、形式的に例えば設置とあるから設置だということよりは、結局、自己設置じゃなくてほかから調達しているのであれば、ほかの事業者も同じです、調達できる可能性があるわけですね。ですので、そういうところから設置かどうかというのは注目されているという意味があるんだと思うんです。NTT東日本・西日本がこういうふうに調達できましたと。ほかの事業者も調達できるのかもしれませんが。難しいかもしれませんが。そこは個々に見なくてはいけないところかとは思いますが、そういったところについて見ていくというのは意味がないわけじゃないのかなと思いますので、今回、このようにさせていただいたところです。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。大分、取りまとめに向かって議論が進展していると思います。

それでは、時間の関係もありますので、次に資料5-1のうちの「3. 加入光ファイバの接続料の算定方法」及び「4. その他接続料の算定方法」につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**【柳迫料金サービス課課長補佐】** 「資料5-1 論点整理②」の21ページをお開きください。ここからが3ポツ、加入光ファイバの接続料の算定方法についてでございます。

22ページで、これまでの経緯を書いています。最近のキーとしましては、去年の7月に、情報通信行政・郵政行政審議会答申の中で、NTT東日本・西日本が平成20年度に経済的耐用年数を導入したときと同じ推計方法で検証してくださいということを要請し

たところでございます。

これを踏まえて、NTT東日本・西日本の検討結果が23ページでございます。実際、経済的耐用年数を導入した2008年度と同じ確率分布関数の平均値によって算出した耐用年数の結果というのが、この表の左部分でございます。架空ケーブルで19.3年、地下ケーブルで26.4年ということで、現行の経済的耐用年数よりもそれぞれ4年、5年と延びてございます。

ただ、ここで総務省の方で要請した以外の方法に加えて、NTT東日本・西日本の方で独自の推計をやっています、それが(1)の2つ目のボツでございます。7つの関数、ここでいう指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布、これらを用いた推計をやりまして、それぞれ上限と下限の範囲内に現行の経済的耐用年数が収まっているので、直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていないことを確認したという説明があったということと、(2)で、日本公認会計士協会実務指針を踏まえた検討の結果、見直しが必要な状況に至っていないという説明があったところでございます。

それを踏まえまして、24ページ、論点7の加入光ファイバの耐用年数でございます。

1つ目の丸は、経済的耐用年数ですので、実態を適正に反映したものであることが重要でございます。事業会計についても接続会計についても適時・適切にこれを見直していく必要がございます。

2つ目の丸のところ、本研究会においてのNTT東日本・西日本からの回答でございます。2017年2月末において光ファイバケーブルの耐用年数は直ちに見直しが必要な状況には至っていないと判断と。しかしながら、撤去法による耐用年数の推計結果の範囲内に収まらなくなった場合等には、検証等を行った上で適時適切に見直しを実施する考えが示されてございます。

3つ目の丸の部分が、この点につきまして、この7つの関数を用いた推計結果の範囲内に収まっていることが、直ちに耐用年数の見直しが必要な状況に至っていないことの原因となっております。この7つの関数の個々について、これを用いることの妥当性、また、これら全てを推計に用い、そのどれかの推計結果の範囲内に収まっていれば、耐用年数を見直す必要はないとすることの妥当性のいずれについても十分説明がなされているとは言えないのではないかと記載してございます。

4つ目の丸としまして、現行の耐用年数が採用されて既に10年近くが経過しようとし

ております。NTT東日本・西日本は、この経済的耐用年数の適正な推計方法についてさらに十分検討を行い、設備の使用実態に合わせて、耐用年数の見直しに向けて早期に対応する必要があるのではないかと記載してございます。

25ページをお開きいただきまして、本研究会においてもKDDIから、この耐用年数の見直しの時期について、接続料申請毎又は定期的な間隔で見直すべきとの意見、ソフトバンクから、当面は定期的に短い間隔で見直すことが必要との意見、日本インターネットプロバイダー協会からは、毎年見直すべきとの意見が示されております。

加入光ファイバにつきましては、現状ではいつまで使用可能かのデータ蓄積が多くないという事情がございますので、見直しの間隔が長期になると、使用実態との乖離がなかなか埋まらないことになるのではないかと記載してございます。

経済的耐用年数につきましては、可能な限り最新のデータに基づき更新することが望ましいものの、NTT東日本・西日本の調査が必要であり、そこで過度な負担が生じないような配慮も必要ではないかと記載してございます。

こうした点も踏まえながら、加入光ファイバの耐用年数の推計方法の検討と見直しに向けた対応の早期実施について、さらに本研究会において、フォローアップを秋に向けても行っていくということもありますので、こちらでNTT東日本・西日本側から聴取し、検討を行うこととしてはどうかという形で、論点として示してございます。

次に、26ページをお開きください。こちらは分岐端末回線の課題ということで、KDDIから2点、課題が示されました。1つ目が、この光ファイバの分岐端末回線ということで、ユーザーの解約後の回線撤去に関する課題というものでございます。これは何かと申しますと、加入光ファイバをシェアドアクセスで利用したときの分岐端末回線の引き込みの設備につきましては、ユーザーが解約した後も、これを転用して有効利用するために、撤去する場合はコストがかかるので、撤去費をかけずに転用してもらった方がユーザーにとっても事業者にとっても効率的だということで、NTT東日本・西日本もKDDIも皆さんユーザー解約後は分岐端末回線を残置しております。

しかしながら、解約後であっても接続料の支払いというのは発生しています。接続料の支払いが発生してくると、撤去費とのバランスになるのでしょうかけれども、ある程度時間が経過すると、やはり撤去した方が合理的だという判断もございますので、ただ、その場合に撤去しようと思ってももうユーザーの個人情報情報は消去していますので、ユーザーとコンタクトがとれないということもございまして、そういった中でも接続料の支払いを求め

られてしまうと困るということで、こうした場合に、接続事業者の依頼をもとに、設備設置事業者であるNTT東日本・西日本からユーザーに連絡をとって、回線撤去をできる手続を設定するようKDDIから今、要望していきまして、NTT東日本・西日本と協議を実施中とのことでございます。

この点につきましては、27ページの論点8でまとめてございまして、2つ目の丸になりますが、接続事業者がユーザー解約時に回線撤去をNTT東日本・西日本へ申し出なかった場合、ユーザー解約後も接続料の支払いが必ず求められるという状態については、その後の接続事業者さんの回線撤去要望に応じて改善することが必要と記載してございます。総務省は、NTT東日本・西日本に対して検討の加速を依頼し、その報告を受け、検討結果の検証を行うことが適当ではないかとしてございます。

もう一つの課題が、また26ページにお戻りいただきまして、2つ目としまして、分岐端末回線の接続料負担についての課題でございます。分岐端末回線のコストというのは、現行の算定上では償却状況の反映がなく、耐用年数で算定された減価償却費がそのまま計上され続けます。今のところ、現行の耐用年数である15年を経過した回線というのはほとんどないですが、今後、この15年を超えた回線が出てくるということを意識しまして、このままですとKDDIの主張としましては、分岐端末回線の現用を残置した場合というのは、15年超えた場合もずっと償却状況の反映のない減価償却費が加算されます。

他方で、回線撤去された場合は、その耐用年数の15年までの残りの差額を除却費として一括精算できるということになっていきまして、これは分岐端末回線の現用設備を残置した場合と撤去した場合で、この分岐端末回線の減価償却費相当の費用負担で差が生じないようにしてほしいとの要望がございまして、提案が2つございました。案の1が、耐用年数を経過前・経過後で分けて、個別に接続料を設定する案。案の2が、分岐端末回線の償却済み比率を算定に反映する案でございます。

この点、論点9として27ページでまとめておりまして、論点9の2つの丸は、NTT東日本・西日本からの意見でございます。

KDDIの提案のうち、案の1を採用した場合というのは、個々の回線ごとに耐用年数がどのくらい経過しているかというのを個別に把握する必要がございまして、回線管理に係るシステムへの追加開発等が発生する可能性が高いという意見が出ております。

案の2につきましては、減価償却費の低減分を考慮して、これを全ての分岐端末回線の接続料に平均的に反映させる考えがいいのではないかとということで、案の2がいいという

意見が出ております。

これにつきまして、本研究会の論点の考え方は28ページでございます。1つ目の丸ですが、分岐端末回線は、たまたま使われた個別の回線の償却状況を個々の回線の費用負担に反映させるのは、接続料の負担方法として公平ではないのではないかと。むしろ、この償却費の低減分を全て分岐端末回線の接続料に平均的に反映させることが公平ではないかと。したがって、この案の2の考え方を基本とし、NTT東日本・西日本に対応を求めることとするのが適当ではないかという形で論点として示させていただきました。

29ページからが、4ポツ、その他接続料の算定方法についてございまして、接続料の算定に係る共通的な課題を示させていただいております。

30ページからが、まず1つ目、報酬額の算定方法についてでございます。報酬額の算定方法というのは、左の図にありますように他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を合わせたものが報酬額でございます。ここでは他人資本費用と自己資本費用の算定方法が課題となっております。具体的にどのように算定するかといいますと、まずレートベースを求めまして、このレートベースに他人資本比率、自己資本比率をそれぞれ掛けて他人資本と自己資本を求めまして、他人資本については、それに他人資本利率を掛けて他人資本費用を算定し、自己資本については、自己資本利率を掛けて自己資本費用を算定するということとなります。現在、この他人資本利率よりも自己資本利率の方が高いので、自己資本比率の割合が高くなればなるほど報酬額が大きくなるという状況でございます。

この自己資本比率と他人資本比率、全体として1になるのですが、この割合を資本構成比率としてどう算定するかということでございまして、これが今度は右の図になります。現行はこの貸借対照表の簿価から、左側のこの資産につきまして、電気通信事業に関係ない資産を除外して、レートベースを求めます。ですから、レートベースを求めるに当たって、電気通信事業に関係ない資産を除きましたので、それに対応する資本・負債、ここでは今の運用では有利子負債以外の負債を圧縮して、その結果が自己資本比率と他人資本比率というのを求めております。圧縮するのは、有利子負債以外の負債から圧縮しますので、結果的にはこの圧縮によって自己資本比率の方が高くなるという状況でございます。

31ページをお開きください。こうした状況下でありまして、今回、KDDIから資本構成比の算定に当たっては、この全て有利子負債以外の負債から圧縮するのではなく、投資その他の資産につきましては、自己資本・固定負債から圧縮することを提案したと。具

体的には繰延税金資産につきましては自己資本から圧縮し、繰延税金資産以外、ここでは関係会社株式、投資有価証券等については貸借対照表上の自己資本と有利子負債を除く固定負債の比率で圧縮することを提案したものでございます。

この点につきまして、32ページで論点10、投資その他の資産の圧縮方法として論点を整理してございます。この点につきましては、NTT東日本・西日本からは、そもそも自己資本というのは電気通信事業に係る固定資産の調達に優先的に用いることが合理的であるということで、基本的には電気通信事業に係る固定資産は全て自己資本に充てるべきだという考えでございます。

今回のKDDIの提案は、ちょっと視点を変えまして、この圧縮するときの有利子負債以外の負債から全て圧縮する算定方法の妥当性を検証したものでございます。

3つ目の丸のKDDIからの提案のうち、繰延税金資産に関するものにつきましては、前回の会議で関口先生からもご指摘いただいたとおりですが、税効果会計を適用して、繰延税金資産を資産として計上した場合は自己資本比率が上昇するということになりますので、この繰延税金資産は、自己資本から圧縮することが適当ではないかと。

最後の丸の部分として、この繰延税金資産以外の関係会社株式、投資有価証券等につきましては、結局、自己資本からなのか負債からなのかというのがなかなか区別がつかないというところもございますので、現在の提案では、自己資本から圧縮しなければならないとの説明が十分とは言えないということもありますので、なおも検討が必要ではないかというふうに論点として提案させていただいてございます。

もう一つ、報酬の関係ではソフトバンクから提案がございました。31ページに戻っていただきまして、ソフトバンクから、この報酬額の算定に係るレートベースの範囲につきまして、未利用芯線をレートベースから除くことが提案されました。具体的には、加入光ファイバについては利用芯線と故障発生時の切りかえ用等の予備芯線以外の40パーセント以上の未利用芯線を、全てこれをレートベースから除外することを検討すべき、メタル回線につきましては、物理的な撤去可否にかかわらず、利用見込みのない芯線を芯線長割合等に応じてレートベースから除外すべきという提案でございます。

この点につきましては、33ページに論点11ということで、未利用芯線をレートベースから除くことの是非として論点をまとめてございます。

1つ目としましては、加入光ファイバとメタル回線というものは、ケーブル単位で敷設しまして保守管理も行っていますので、芯線単位で除却・撤去を行うことができないとい

う事情がそもそもございます。過去にメタル回線のコストの在り方に関する検討会の報告書の中でも、メタルケーブルの未利用芯線に係るコストについて、ドライカップの接続料原価から除くことは現時点においては困難であるとの考え方が示されております。

レートベースにつきましては、この審査基準の中でも原価計算期間中にサービスの提供のために供される電気通信事業固定資産の正味資産とすると定義されてございます。

実際にこの電気通信役務の提供に供される加入光ファイバとメタル回線につきましては、ケーブル単位で提供されておまして、そのケーブルの中に未利用芯線があったとしまして、この未利用芯線が結局ユーザーや接続事業者からの申し込みがあった場合に提供するもの等につきましては、それら全ての未利用芯線を利用見込みのない芯線として直ちにレートベースから除くべきと考えることは、現時点では困難ではないかと記載してございます。

他方で、やはりポイントは、この利用見込みのない資産だと思っておまして、レートベースから除くべきと考えられる利用見込みのない電気通信固定資産というものにつきまして、今後、具体的な提案がなされた場合は再度検討とすべきではないかという形で論点を示してございます。

34ページ、接続料の設定の考え方でございます。こちらは前回の会議において、NTT東日本・西日本から提案があったものでございます。代表ということで、KDDIの名前が使われていたんですけど、KDDIとの固定電話の接続料の協議において、接続料の算定の考え方や具体的な算定根拠等について開示を求めてきたものの、経営情報であることを理由に、それら情報の開示には応じていただけない状況との説明がございまして、また、実際この固定電話の接続料がNTT東日本・西日本とKDDIとの間で格差が年々拡大しているということについて懸念が示されたものでございます。

この点に関しては、KDDIからは、本研究会では、事業規模が異なることから格差が生じることと、協議においては算定の考え方を示している旨の説明があったところでございます。

こちら、論点としては、35ページに論点12、の接続料の設定の考え方という形で示させていただいています。接続料の水準につきましては、まず電気通信事業者間で基本的な考え方でコンセンサスがなければ、円滑な接続協議は期待できません。接続協議につきましては、協議を行うことができなかつたり、これが整わなかった場合には、一応、総務大臣の裁定に申請をすることで、個別の事案については接続料等についての考え方の提示

を受けることはできます。ただ、個別的でないケース、接続料についての基本的な考え方が前もって示されれば、必ずしも裁定申請に至らなくても協議の円滑化が図られるのではないかと記載してございます。

接続料の水準の決め方というのは結局、事業者間で合意が可能であれば、さまざまな決め方があるところではございますが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的でございますし、第一次的に検討されるものということで、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続でコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができるのではないかとこの形で論点を示させていただきました。

以上、この3ポツと4ポツの部分に係る論点整理の説明でございます。

**【辻座長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの論点7から10につきまして、また同じように構成員の皆さんからご意見、ご質問等をお願いしたいと思いますので、どなたからでも結構です。

**【酒井構成員】** これはNTTに教えていただければと思いますけれども、26ページのところの使わなくなった回線も一応残置回線とするという話で、前回か前々回か思いつきで発言したのですが、要するに回線が解約になったら、直ちにNTTの設備部門に戻してしまうと。そうすると何がまずいかというのがよく分からなくて。というのは、返した以上は当然NTT設備部門としては予備回線を抱えるわけなので、例えば10パーセント未利用があったら、10パーセント接続料の単価が高くなるわけですね。

ただ、どうせ10パーセント、予備回線抱えているなら、合計10パーセント高くなるので、単価が高くなったとしても構わないような気もいたします。ただ、確かに考え得るのは、どこかでそうするといいかげんに大量に契約して、すぐ返すというような会社が出てくると、これはモラル的に問題があるとかいうことはあるかもしれませんが、もし平均してやるんだったらNTTに戻ってしまっ、あとはNTTの方で予備回線が多かったら接続料の単価を全体に上げればいいんだし、あるいはもう使う可能性がないと思ったら、NTTが一番分かるので撤去してしまえばいいので、その方が素直な気がしたのですが、何かまずいところがあるのでしょうか。

**【NTT東西】** 実際、お客様がその回線を保留されるか否かということをもっと判断しやすいタイミングというのは、そのサービスを解約されるタイミングです。その解約されるタイミングでは、必ずしも一切のサービスの利用を取り止めるということになるとは限

らず、他事業者様、他の電力系事業者様の自前設備を用いたサービスに移られるケース等、様々なパターンがある訳ですが、その際、例えば、もう分岐端末回線は抜いてしまった方がよいかどうかを見極めることとなります。お客様と対応する機会という意味では、そこが一番接触しやすい機会になると思っておりますので、そういう意味で、基本的には今使っている事業者様に対応いただくことが原則になると思っております。

お客様の解約後、NTTがお客様を管理しておいて適宜お客様に連絡してほしいというご要望だと思うのですが、NTTも、設備の管理はしていますけれども、お客様の管理はやっておらず、お客様の連絡先についても我々では特に把握しているわけではないところですので、そういう意味で、今までは事業者様の方で対応いただいて、事業者様から要望があれば、我々の方でそこから実際に保留されている回線を外しに行くというような対応をしていたところですが、今回のお話をうけて、それについて今後どのようなやり方がいいのかということ、現在、KDDI様と協議をさせていただいてまして、お客様との連絡をどちらがやるのが望ましいかとかを含め、使いもしないものをずっと置いておくことのないような対応ができないかということについて、現在、双方にて検討を進めております。

【酒井構成員】 分かりました。

【相田座長代理】 よろしいですか。私、前回欠席させていただいたので、前回その議論が出ていて重複になったら申しわけないのですが、分岐回線は耐用年数という言葉が使われていますが、紫外線にさらされたり、台風に遭ったことにより、ある日気がついてみたら線が切れていたというときに、ここの扱いはどうなっているんですか。

【NTT東西】 保留された回線が切れていた場合ということですか。

【相田座長代理】 ええ。

【NTT東西】 その場合は、再利用するときに故障修理をし、復旧した状態で再利用していただくという形にします。

【相田座長代理】 とうか、だから26ページの費用支払いのことでいうと、正式に撤去したわけではないけども、明らかに使えない状態になっているということが認識されたら、これはこの耐用年数15年打ち切りの方にその時点から切り替わるという解釈でよろしいのでしょうか。

残置しておいたつもりだったのだけでも、もう誰が見ても明らかに使い物にならない状態に、台風で切れてしまったというようなことがあったときに、それを誰かが気がつくか、気がつかないかという話もあるとは思いますが。

【NTT東西】 回線の切断が具体的に認知された場合には、撤去するにの対応をとることになろうかとは思いますが。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

あともう二点ぐらいいいですか。ページでいうと、23ページに関して、この表現の中に既にニュアンスとしては込められているんだと思うんですけども、長期増分費用モデル研究会の方では、やはり指数関数とか指数分布はこの手のものの場合には適切ではないだろうということで外したというのは、同じ課の担当ですので、何かもう少し明記されてもいいのではないかなと思いました。

それから、メタルの方の話ですね。ページでいうと33ページ。メタルに限らないんですけども、加入光ファイバ及びメタル回線については、芯線単位で除却撤去を行うことができないとありますが、撤去の方は物理的なことなので、それでいいんですけども、除却の方については、メタル回線のコストの在り方に関する研究会をやったときに、何か末端を封印か何かして、もう二度と使えないような加工をすれば、帳簿上それを除却することはできると聞いた記憶がありますので、少しこの表現は正確ではないのかなと思いましたので、ご確認いただければと思います。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。たしか有姿除却できるという話があったかと思しますので、そこはちょっとそれに合わせた書き方を検討したいと思います。

【内藤料金サービス課企画官】 もう一点。先ほどの耐用年数に関する関数の部分は、長期増分費用モデル研究会の方では今回、電気設備等の空中について関数がなじまないものがあるという観点で適切ではないとしております。

【相田座長代理】 そうか。あれは電気設備のときのカーブとしてだったですね。

【内藤料金サービス課企画官】 そうです。今回は、例えば加入光について、まだ耐用年数は延びるということであれば、例えば指数関数が近似されるケースもあり得るので、あくまでもあれは設備ごとにどういう関数がなじむかは見ていただく必要があるかと思っております。

そういう意味で、あの種類の射程はあくまでも長期増分費用モデル研究会のモデルの中で電気設備等についてということなので、ここではまた改めてどの関数がなじむかというのは検討いただければと思っております。

【藤野料金サービス課長】 またこれについてはお時間をとらせていただきますので、

その際にこの関数はおかしいのではないかと、これはこういうのでいいかもしれないとか、また議論いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

**【佐藤構成員】** 光ファイバの耐用年数で、まず考え方を2つに分けて、1つは、どのぐらいの期間で見直すべきかという話と、もう一つは、この推計方法や見直しの理屈が合理的かという話だと思います。

見直しに関しては、普通の設備であって、同じものが長く使われているのであれば、増設も撤去も定期的に行われて同じように動いていきますから、どこで時間軸を切っても同じような数字が出るはずだから、そんな頻繁にやる必要はないと思います。ただ、光ファイバの場合はまだ撤去に至らない設備なので、見直すほどに長くなる。我々はほんとうにいつまで使えるかというのが分からない中でこれを作って来たので、それでは適宜見直すということが光ファイバに関しては1つの合理的な考え方だと思います。

それからもう一個は、この計算式が正しいかがあって、これも例えば23ページに、前回の見直しから9年くらい経って、今回見直しましたと。それでレートを見ると、NTTの確率分布関数の平均値をとると、それでもこれだけ伸びています。ということは、NTTの7つの間に入っているから見直さなくていいんじゃないかと、このレートだけでもどの確率分布が正しいかわからないけれど、どれをやっても伸びているということが示されているわけで、ということは速やかにやる必要があるという方が論理的だろうと思います。

あとはNTTに、本当に7つとも合理的だと思いますかって聞いてみたいけど、別の会議にします。

**【辻座長】** そのほかご意見はございますでしょうか。

**【関口構成員】** 相田座長代理の先ほどの33ページの有姿除却のご指摘なんですけれども、メタル回線のコストの在り方に関する検討会では、包縛処理を行い、使用しないケーブルを袋で覆って利用できないようにしなければならない。これは結構、金もかかるので、やらないということが書いてあって、何もしないで有姿除却がどれほどできるかというと、そこは少し厳しいと。それから減損も課題が大きいということで、ノーが出たということだったので、この書き方で、事実上困難であるという表現にはなっているので、問題ないとは思いますが。

**【辻座長】** それでは、池田構成員から何かございますか。

**【池田構成員】** ありがとうございます。論点整理の35ページのところで、接続料水

準の決め方について、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であって、第一次的に検討されるものであって、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示して、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すと。なぜこれをこうすることであらうかということになるのか、少し説明していただければと思います。

あと、先ほどの県間伝送路の件なのですが、今、第一種指定電気通信設備に指定されていないということで、そのかかったコスト以上のコストベースではなくて、でも何か先ほど自己設置ではなくて、調達の場合には競争状況があるから、市場の競争状況も反映されるということなので、必ずしもそのかかったコストがコストとして乗っかっているわけではないようにも理解したんですけど。すみません、よく分かりません。

**【辻座長】** それでは、何かご説明ございますか。

**【藤野料金サービス課長】** 接続料の交渉を行うときに、NTT東日本・西日本の指定設備の接続料、あるいは携帯電話の接続料であれば、レギュレーションでコスト主義がとられているので、そういうふうな接続料が提示されるだろうと。非常に明らかですね。そういったレギュレーションがかかっていない他の事業者が交渉当事者になってきたときにどうなるかということだと思っただけです。

必ずしもコストによらない考え方で接続料について設定されることはあり得ると思っただけです。例えばお互いちらにしましょうという、ビル&キープみたいな考え方、あるいは、あなたの接続料と私も同じようにしましょうというミラーにする考え方とか、それはそれでおかしいとは言わないと思っただけです。ただ、そういった考え方というのが必ずしも明らかでなくて、私はこう言ったんだからこの額を払ってくださいという、埒が明かない可能性があるわけですね。そういう場合が想定されるので、裁定という制度を置いています。

しかし、いや、まず考えるのはコストではないかということが示されれば、いちいち裁定に持ってこなくても、どのみち裁定に持っていったらそうなりますよということが分かっているならば、協議をもう少し円滑にやるかもしれないかなと、そういうふうな発想でここはこう書かせていただいたわけです。

あと、県間伝送路の関係ですが、いわゆる県間伝送路に限らず一種、二種の指定設備にかかっていない設備について、そういった意味では、先ほども言ったような考え方からいえば、コストなのかそれに近い考え方に行くのが、接続を行っていくのに円滑に進むかもしれないとは思っただけですが、ただ、一応レギュレーション上、差をつけているのは、そう

いう意味でどうしてもこの人たちは使わなくてはいけない設備ですねとか、あるいは相手が言っているときにもう言い値になってしまうなどという場合に、レギュレーションをかけているんだと思うんですね。ですので、最終的には裁定になっていけば、どのみちコスト的になっていくんじゃないかという方向はあるとしても、そこにレギュレーション上の差をつけているというのはそういうことだと思うんですね。

ですので、県間伝送路は放っておいてもコストベースになっていくとは思ってはいませんが、とりあえず今回は県間伝送路について全くルールを課さないというのではなくて、まずコロケーションとかと同じような考え方で、NTT東日本・西日本のいわゆる不可欠設備として明らかなどころと接続するにも必ず使わなくてはいけないものなので、それについては一定のルールはかけましょうというので、接続約款にその手続なんかについてはそろえてくださいと。そこだけ接続されないと困ってしまいますからね。

それでこれを料金についても何かでレギュレーションをかけましょうというのは、考え方としてはあると思いますが、とりあえず自主的に取り組みをやられるとおっしゃっているので、まずそこに期待してみましかと。それでまずちょっと様子を見てみましかということなのであって、およそ設置設備ではないから放っておいてもコストベースになっていくだろうということを言っているわけではないんですね。

色々な手続がある中で、できるだけあまり無駄な規制はしたくないのですが、その中で善処が期待されるのであれば、まずそこを期待してみようかなという感じで考えたんですけども、いかがでしょうか。

**【池田構成員】** 了解しました。

**【関口構成員】** 今の藤野課長のお答えに関連して、参考資料5-1の32ページ目のところで、3-4と書いてあるところですがけれども、県間伝送路については非指定なので、NTT東西の運用に任されているということについてご教示願いたいという質問を出してあり、それに対する答えを頂戴したのですが、これに対しては、全ページ構成員限りなので、読んでくださいと言うしかないんですけど、でもNTT東西としての取り扱いについては、このようなご判断を開示いただいているということで、多分お答えの1つの参考にはしていただけるような気がいたします。よろしく申し上げます。

**【辻座長】** それでは、いろいろ議論いただきまして、この2つの課題につきましても大分絞られてきたような気がいたしますので、まだこの後、さらに整理していきたいと思っております。

それでは、次に「5. コロケーションルール及びその代替措置<論点整理①からの追加分>」について、事務局より説明をお願いいたします。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 資料5-1の36ページをお開きください。最後のテーマ、コロケーションルール及びその代替措置<論点整理①からの追加分>ということで、前回の会合で日本インターネットプロバイダー協会から提案のありましたいわゆる6カ月前ルール、機器交換手続の迅速化についてでございます。

こちらにつきましては、前回の日本インターネットプロバイダー協会からの提案を踏まえたNTT東日本・西日本の考え方というのが参考資料5-2にございますので、こちらもあわせて見ていただければと思います。

それでは、37ページをお開きください。いわゆる6カ月前ルールのこれまでの経過と現状でございます。これはどういうルールかといいますと、事業者間で締結された協定に基づきまして、コロケーション設備を撤去する場合に、撤去の申し入れをした日から6カ月間はコロケーションの利用料相当額を支払うというものでございます。

この6カ月前ルールというのは、過去、実は審議会の答申でもこのテーマ、取り上げられたことがございまして、平成23年の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において、転用に要する期間に係る実態に関するデータを収集して、この6カ月前ルールの妥当性の検証を行うことなどにより、設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取組を行うことが適当とされてございます。

これを踏まえたNTT東日本・西日本の対応が38ページでございます。この答申、要望を踏まえまして、NTT東日本・西日本の方では2013年6月から2014年6月にかけて実態調査を行いまして、結局この撤去工事にかかる期間と新設工事にかかる期間の合計がNTT東日本で6.4カ月、NTT西日本で6.9カ月ということで、この期間がコロケーションできない期間ということで、期間の変更は見直さないとしたところでございます。

これに対しまして、本研究会において日本インターネットプロバイダー協会から、この6カ月前ルールにつきましては合計期間が6カ月かかるというのは長いと。6カ月の内訳の詳細を開示していただいた上で、妥当性等、研究会で検証が必要と意見が示されてございます。

これに対しまして、参考資料5-2で、NTT東日本・西日本の考え方が示されております。この6カ月前ルールにつきましては、この設備の撤去の申し出から、この設備の撤

去等を経て、当該リソースを他の接続事業者様のコロケーション利用へ転用するために要する平均的な対応期間を考慮し、撤去の申し出から6カ月間の利用料のご負担をいただくこととしていると。本研究会の第4回において、一部の事業者より本ルールの見直しのご要望をいただいたことを踏まえて、他の接続事業者のご意見も伺いながら、必要な費用負担方法等の見直しについて検討していく考えですとの考えが今回資料として提出されております。

それを踏まえまして、39ページ。ここからが論点13でございます。現行の6カ月前ルールにつきましては、6カ月経過前に設備撤去が完了しても、6カ月分の利用料相当額を負担しなければならないということで、費用負担上公平ではないのではないかと。要するに設備撤去を早くした人も遅くした人も、結局この6カ月分、利用料相当額を負担するというものがございますので、設備撤去を早く実施しようとするインセンティブが発生しない。そのために、コロケーションスペースの有効利用上も不適當ではないかと記載してございます。

2つ目、これに鑑み、設備撤去を早く実施した接続事業者には、その分、負担を軽減する仕組みを検討することが適當ではないかと記載してございます。

3つ目の丸としまして、NTT東日本・西日本においては、この6カ月前の利用料相当額のコストの詳細を明らかにし、接続事業者の公平負担の観点から、コスト範囲の妥当性を検証し、コスト負担の在り方について検討することが適當ではないかと記載してございます。

最後、この6カ月前ルールは事業者間の協定を根拠にしておりますので、透明性確保の観点から、これを接続約款に規定することが適當ではないかという形で論点をお示しさせていただきました。

次に、40ページをお開きください。コロケーションルール及びその代替措置の2つ目でございます。機器の故障等に伴う機器交換手続の迅速化でございます。こちらは現状、機器が故障等した場合に、再度、同じメーカーの同じ機種 of 機器を設置する場合は、こういう相互接続点調査の申し込みや自前工事の申し込みは不要となっております。他方で、既に設置されている機器と別な機器を新設する場合というのは、結局その新設する機器の必要とするリソース量、これはスペースとか電力量といったものですが、そういったものや設置機器の安全性の確認とかを行うことを理由に、再度、相互接続点調査の申し込みや自前工事の申し込みをするということで、手続に要する時間や費用がかかるというところ

もございますので、日本インターネットプロバイダー協会からは、電力量が現在でも小さくなっている場合など、要するにスペックダウンする設備を置く場合などは、局舎設備に与える影響もないので、即時交換できるような手続の柔軟化をしていただきたいという意見が表明されたところでございます。

こちらにつきましては、参考資料5-2の下の部分で、同じようにNTT東日本・西日本からの回答がでございます。こちらにつきましても先ほどと同様で、本研究会の第4回において、一部事業者より必要となる電力量が小さくなった場合など、即時交換できる手続の迅速化の要望をいただいたことを踏まえ、機器交換の手続の迅速化について検討していく考えが示されたところでございます。

同じ論点14の部分ですが、戻りまして、機器交換につきましては、第1回で関口先生からもルータの交換の話があったかと思ひまして、1つ目の丸としましては、ルータのように陳腐化の早い設備というのは、短期間で機器の開発が行われておりまして、サービス提供に当たり最新の機器への交換を迅速に行うニーズがあることは理解できるのではないかと。こうしたルータの交換によりまして、コロケーションリソースの利用も効率化される場合も想定できるのではないかと記載してございます。

最後の丸ですが、総務省からNTT東日本・西日本に対し、新たに設置する機器のリソースが既存の機器よりも小さい場合などにおいて、相互接続点調査の申し込みや自前工事の申し込みの手続を不要または簡略化すること等について、検討を依頼することが適当ではないかという形で論点を示させていただきました。

事務局からの説明は、以上でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。それでは、同じようにまた事務局ないしオブザーバーに対してご質問、ご意見をお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。

**【佐藤構成員】** 少し理解ができていないので確認になるかと思ひますけど、資料5-1の37ページを見ると、例えば3カ月、3カ月に分けて、撤去するまで利用料をまず払ってくださいというのと、撤去してから次の準備なりがあって、その間の3カ月をまた払ってくださいと分かれていて、普通に考えると、撤去が早くなればそれでそこでそれ以上払うのは何でかわからないので、撤去まで払う、例えば3カ月だとしたら3カ月だし、7カ月なら7カ月で、撤去しない間のみ払うのが普通のように思うのと、逆にどこが本当の問題なのか。その残りの6カ月が期間と金額を含めて適正かどうかということの問題視さ

れているのか。

後ろの方を見ると、コストの詳細をとということも書いてあるので、コストなり料金に対して何か心配があるのだらうと思うのですが、どこが特に問題かがまだ見えないところもあります。

そうすると、コロケーションしている間は、撤去するまでそれは料金を払うでしょうということ、利用料相当額をその後、半年払うというところにもう一個、何か不明確な点があるのか、これはプロバイダーの方に伺うといいのでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。全体の部分に関しては、おっしゃるとおりで、例えば半年かかるものが実際は例えば4カ月、半年で終わった場合に、そこから何も置いていない状況なのですが、その分を違約金として払い続けるということは、ここにも書いてありますように、早く撤去するインセンティブにならないだらうということが1点。

もう一つは、今おっしゃっている、では、空いている分について何か相殺する必要があると、何らかの形で次が入るまでという話の部分について考える必要性があるのかということ。

もう一つは、何でこれだけの期間がかかるかという話に関して、コロケーションの問題の中で我々から少し問題提起させていただいたのは、そもそもそれだけ時間がかかるのがなぜかということがまず1点。それと、前回この話をさせていただいたときに、手続上の問題で、実際にはもう調査終わっているにもかかわらず、そのまま何日間かほったらかしになったりするということが現場からは聞こえてきていますので、その辺の問題点がないのかというところでございます。

【相田座長代理】 関連して、よろしいですか。コロケーション利用料と一口で書いてあるんですけども、これはだからそのスペース代相当と電気代相当とか、多分コロケーション利用料といっても内訳があると思うんですけど、その電気代を含めて、全部6カ月間、負担しなきゃいけないんですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 現状ではそのようです。ですから、先ほど電力量が落ちたときも、例えば10アンペアで契約しているのが、設備交換になって、例えば8アンペアになりましたと。そうすると2アンペア分は、例えば設置を3カ月後にしたとすると、3カ月分、2アンペア分は払うということになっているようです。

【池田構成員】 今のはちょっと合理性がないように思いますが、検討状況はどうなっ

ていますか。

【NTT東西】 今おっしゃったのは、電気料金の話ではなくて、電力設備の使用料の話ではないかなと思います。電力設備の使用料については、今は電力設備の利用中止の申込みから6カ月という形で適用していますが、電力会社から請求される電気料金については、6カ月という形では適用していないという認識であり、誤解されているのではないかなと思います。

いずれにしても、この6か月ルールにつきましては、少なくとも、撤去してからその後、原状回復、確認等の時間というところまでは元の事業者には払っていただかなくてはいけないのではないかなと思っています。現状、その後、新たに新規に申し込まれたときのコロケーション費用の負担というものが、実際にPOI調査回答というのがリソースをリザーブするタイミングなのですが、そのリザーブ開始のタイミングからではなくて、リソースをリザーブし、その後、実際に他事業者様が工事着手したタイミングから負担するというルールになっておりますので、そのあたりのルールの見直しもあわせて、極力、早く撤去して空けていただくようなルールに見直すことはあってもよいと思います。その場合、新しく申し込んでリザーブした人にも、リザーブしたままではなく、早くすぐにでも工事に着手していただくよう促すルール等にもすることも含めて、検討していきたいと思っています。6か月ルールの見直しとあわせて、新規の方への課金のタイミングが早まる部分も出てくると思いますので、そういう意味で、要望いただいた事業者様だけではなくて、他の事業者様も含めて、今まで契約に基づいてやっている話ですので、意見を言われている事業者様以外の方々のご意見も伺いながら、決めていきたいと思っています。

【辻座長】 そのほかございますでしょうか。

【池田構成員】 もう最後の部分、離れていいですか。

【辻座長】 結構です。何でも。

【池田構成員】 ありがとうございます。参考資料5-1の追加質問とその回答のスライドの16で、各設備ごとの実績トラヒックのデータを見せていただいているんですけど、細かい数字というのは構成員限りになっても仕方がないかなとは思いますが、報告書にまとめられる際には、特に今回、問題になった網終端装置について、トレンドについては少なくともデータを見て言えるところは、トラヒックは急増しているところを、データもそうだという形で記述されると、ISPの方々が困っている状況というのは実感を持った形で報告書がまとめられるのではないかなと感じました。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 どうもありがとうございます。今、先生からご指摘いただいたことを踏まえまして、報告書にまとめるに当たっては、確かに数字は出せないですが、トレンドが見えるよう、検討したいと思います。

【佐藤構成員】 少し戻ってすみません、資料5-1の34ページ以降に、競争事業者の接続料に対してもう少しきちっと見なきゃいけないという文章のところがあって、こういう方向の議論であれば、お願いは競争事業者もというか、日本のいろんなところで色々なものが接続されているんですけど、料金だけじゃなくて、トラヒックも含めて、どこどこがどうつながって、トラヒックをやりとりして、どういう精算が行われてではないですが、料金はお互いどうなっているのかとか、あんまり見たことないので、一応そういうこともどこかで知っておく必要があるんじゃないかと思うので、必要なときにはNCCはデータ提供をNTTよりやってくれるはずだから、よろしくお願いします。

【辻座長】 難しいかも分かりませんが、できたらそれは大変ありがたいと思います。

【相田座長代理】 よろしいですか。先ほどの資料の40ページのところに戻って、やはりこれだけどんどん新しい機種になってくると、製造中止でもって代替機として同じものが確保できないとかいうようなことはよくあると思うんですよね。だから今、検討中ということなんですけれども、もう代替機として別の機器を用意しなきゃいけないという時点になったところで、取りかえるとしたらこれになりますというので先行してそのスペックを申し出ておけば、それに取り替えることは即日できるとか、何かちょっとやっぱりみんなで知恵絞って、うまいことやっていたいただければと思います。

【池田構成員】 論点整理の10ページで、收容ルータの貸し出し単位が1装置単位で、額も高くて使い勝手が悪いのではないかとということが指摘されているのですが、他方で、12ページの方では、ゲートウェイルータというものについては、NTT東西において接続事業者から要望を聴取した上で、使いやすいような料金メニューを接続約款に設けることが適当ではないかというふうに、かなり踏み込んだ対応がされているんですが、この扱いの違いって何なのでしょう。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 收容ルータの問題というのは、事務局の方でもこれは大切な課題だと認識しておりまして、実際、先ほどの最初の論点1のところ、8ページで横串にということになってきますので、この收容ルータの部分、この收容ルータ交換機能という形に仮に再編したとしたときに、じゃあ、そこの接続料の設定単位はどうするかというのは、今後、接続約款で規定していく上では大きな課題だと認識しております。

他方で、NTT東日本・西日本からは、ここにつきましてはセキュリティ上の問題というような意見もいただいていますので、まだそこが整理されていないというところもありまして、今回の論点整理には間に合わなかったという事情がありますので、そこについては課題意識は十分持っていますので、引き続き検討していきたいと思えます。

**【辻座長】** ありがとうございました。

**【池田構成員】** あと最後に1点、すみません。10ページのところで、ISP接続について論点整理があつて、今後の接続協議の進捗を注視し、という整理の仕方になっているのですが、これは、卸の接続化とかという論点で議論されたことなののでしょうか。

そうすると、追加質問とその回答の9ページのところなのですが、オブザーバーでいらっしゃる方が今日だけと聞いているので、次回おられないと聞いているので、ぜひお聞きしたいのですが、このISP接続とか卸の接続化ということができるようになることによって、どういうサービスが新たにできるようになるんですかというのを、もう少し具体的に教えてほしいということと、あと追加質問の回答で、9ページのところで、NTT東西はどう思うかという回答でいろいろ懸念を指摘されているのですが、かぎ括弧つきの卸の接続化の捉え方の後に、括弧でISP事業者への回線単位の接続料設定という問題の捉え方をされているのですが、ご要望されている趣旨はこういう括弧でそのNTT東西が定義されていることに尽きるのか、それ以外のことも含まれるのかというのを少し教えていただければと思います。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** 先の質問からですけれども、具体的なということになりますと、メニューがどんどん、先ほどの網終端装置のことに最終的にはなってしまうのですが、現状では、例えば網終端装置は1社1種類しか置けないため、例えば、混んでいても安ければそれでいいですよという人たちと、そうではなくて、たくさん使うので、たくさんお金を払ってもいいので、そういうメニューを作ってくださいといわれてのも、今現状では不可能です。

それは結局、お客様から回収する料金について、接続料部分に対しての差がつけようがないからです。なので、動画もいっぱい見るし、遅いと困るからお客さんがいっぱい払いますよといっても、それもできない状況なので、接続料をある程度、自由化して、網終端装置の増設メニューに関して今お話が出ていますように、そこを自由に、遅くてもいい人用と、速ければ高くてもいい人用みたいなものが作れるような料金設定にしなければ、色々なサービスが出ないだろうというところが1番のところですよ。

その上で、結局、大手の I S P 様中心に、皆さんほとんどどどんどん卸を利用していますので、卸がこの金額しかないですよというふうになってしまうと、今言ったサービスの多様化がなかなかできないといったところも含めて、できるだけエンドユーザーに対する自由化というんですかね、自由に設定できるようなものを作りたいというところになります。

すみません、ちゃんとしたお答えになっているかどうか不安ですが。

【テレコムサービス協会】 テレサ協ですけれども、具体的なサービスというところまで上がっているわけではないのですが、今、J A I P A 様が言われたような感じで、卸になるとサービスも同じで、料金も同じという形でしか出せないと思いますけど、接続料になると、そこに料金も幾らというような上げ下げもできるでしょうし、あとサービスも提供できるというような形なので、自由度を大きくして、多様化したいというのが1つになります。

あともう一つは、モバイルに関しては、卸と接続料という形で提供されていると理解していきまして、それと同じような形で出していただけると、多様性が出るのではないかと、うようなところがあると思っています。

以上です。

【辻座長】 よろしいですか。

【池田構成員】 はい。

【辻座長】 ありがとうございます。非常に活発なご意見いただきまして、論点の集約に向けてまた一歩前進したと思います。

それでは、最後に事務局から次回の日程等につきまして、説明をいただきます。

【柳迫料金サービス課課長補佐】 本日はありがとうございました。次回、第6回の日程等につきましては、6月の下旬を予定しております。詳細については、また決まりましたら別途、事務局よりご連絡差し上げます。また、総務省のホームページにも開催案内を掲載したいと思います。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第5回会合を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上